

忘れ物の対応

松戸市民会館ではご利用・ご来館されるお客様の落とし物・お忘れ物について以下のとおりご案内申し上げます。

- ①忘れ物は発見の月から原則1年間市民会館にて保管いたします。
- ②1年を経過しても持ち主の方がいらっしゃらない場合、市民会館にて処分いたします。
- ③現金・貴重品につきましては、発見後原則1週間市民会館にて保管いたします。その後、警察署へ遺失物として届出いたします。

以上、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。